

確定申告書等作成コーナー

～申告書等作成のための操作の手引き～

株式等の譲渡

上場株式の譲渡損失の繰越し 編



一般口座での上場株式等の譲渡損失と一般株式等の譲渡益がある場合について、上場株式等の譲渡損失を翌年以降へ繰り越すときの操作手順を説明します。

なお、特定口座（源泉徴収なし）の申告の場合の操作手順は、操作の手引き「株式等の譲渡（特定口座（源泉徴収なし）と一般口座）編」を、特定口座（源泉徴収あり）を申告する場合の操作手順は、「令和4年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁HPからダウンロードすることができます。）の事例1を併せてご覧ください。

また、この操作の手引きは「令和4年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた」の事例4に準じて作成しています。

一般口座での上場株式等の譲渡損失と一般株式等の譲渡益がある場合について、上場株式等の譲渡損失を翌年以後へ繰り越すときの操作手順を、次の事例に基づいて説明します。

【事例】

私は、令和4年中に次の上場株式を、W証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
H設備	平成20年4月9日	1,000株	3,300,000円	令和4年3月16日	37,000円	3,700,000円
I出版	平成20年7月2日	1,000株	2,500,000円	令和4年5月11日	13,000円	1,300,000円
J食品	平成20年12月10日	1,000株	1,400,000円	令和4年11月9日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
K建材	平成18年4月5日	10,000株	500,000円	令和4年9月7日	700,000円



確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って、収入金額等を入力することで所得金額や税額などを自動的に算出しますが、具体的な計算方法などを確認したい場合は、「令和4年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた」の事例4をご覧ください。

1 作成開始

- ① 『次へ進む>』ボタンをクリックし、「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。

※ 「よくある質問」の参照方法



入力する際に分からない事柄がありましたら、画面の右上の「よくある質問」を参照します。

参照方法はリストから参照する方法と、キーワード検索から参照する方法があります。

リストから参照する場合は、画面左上の「よくある質問」をクリック

キーワードから検索する場合は、画面右上の入力欄に検索する用語を入力して、「検索」ボタンをクリック

2 申告書の作成をはじめる前に

国税庁
令和4年分 所得税

確定申告書作成コーナー

[ご利用ガイド](#)
[よくある質問](#)

申告書の作成をはじめる前に

[トップ画面](#)
[事前準備](#)
[申告書等の作成](#)
[申告書等の送信・印刷](#)
[終了](#)

申告される方の生年月日

① 昭和 29 年 9 月 1 日

入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

作成する確定申告書の提出方法

② ☒ e-Taxにより税務署に提出する。

☐ 確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

申告内容に関する質問

③

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？ 年金収入がある場合は「はい」を選択してください。	<input checked="" type="button" value="はい"/> いいえ
税務署から青色申告の承認を受けていますか？ 青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。	はい いいえ
税務署から予定納税額の通知を受けていますか？ ☐ 予定納税についてはこちら	はい いいえ

[前に戻る](#)

④

[お問い合わせ](#)
[個人情報保護方針](#)
[利用規約](#)
[推奨環境](#)

Copyright (c) 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「生年月日」を入力します。
（これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。）
- ② 作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。
（「税務署への提出方法の選択」画面で「印刷して提出」を選択している場合には、表示されません。）
- ③ 「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」を選択します。
- ④ 全ての質問に回答した後、『次へ進む』ボタンをクリックします。

3 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。
?をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得

(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得（営業・農業） ?	入力する		?
不動産所得 ?	入力する		?
利子所得 ?	入力する		?
配当所得 ?	入力する		?
給与所得 ?	入力する		?
雑所得 ?	公的年金等	入力する	?
	業務		
	その他	入力する	
総合譲渡所得 ?	入力する		?
一時所得 ?	入力する		?
合計? ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。			?

分離課税の所得

(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得 ?	入力する		?
株式等の譲渡所得等 ? ①	入力する		?
上場株式等に係る配当所得等 ?	入力する		?
先物取引に係る雑所得等 ?	入力する		?
退職所得 ?	入力する		?

[決算書・収支内訳書作成コーナーへ](#)

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る

入力終了(次へ)>

- ① 株式等の譲渡所得等の『入力する』ボタンをクリックすると、「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面へ進みます。

4 金融・証券税制（入力項目の選択）

次の画面が表示されますので、案内に沿って入力を進めます。

金融・証券税制（入力項目の選択）

個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の金融・証券税制の内容については、[こちら](#)をご覧ください。

入力例

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税
申告分離課税
配当等がない

→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方は[こちら](#)

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等
配当所得
上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・ [特定口座](#)（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・ [特定口座](#)（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

→ 株式等の売却等について「[株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書](#)」を手書き等で作成済みの方のうち、[特定口座](#)（源泉徴収あり）での売却等がある場合は、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力後、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

株式等の譲渡所得等

株式等の「取引明細」などの内容を入力する方

[特定口座](#)（源泉徴収あり・源泉徴収なし）以外で株式等の売却等がある方はこちら

該当する項目をチェックした後、入力してください。

☒ 一般株式等の売却がある。
→ [一般株式等とは](#)

☒ 特定口座（源泉徴収あり・源泉徴収なし）以外で上場株式等の売却がある。
→ [上場株式等とは](#)

☐ 特定管理株式等が価値を失った場合の特例の適用がある。
→ [特定管理株式等が価値を失った場合の特例とは](#)

☐ 特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例の適用がある。
→ [特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例とは](#)

③ 株式等の「取引明細」などの内容を入力する

→ 株式等の売却等について「[株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書](#)」を手書き等で作成済みの方は、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

① この事例では、上場株式等の配当等の受領はありませんので、「配当等がない」を選択します。

（「配当等がない」が選択された状態で、初期表示されます。）

② この事例では、特定口座以外での上場株式の取引と非上場株式の取引がありますので、「一般株式等の売却がある。」と「特定口座（源泉徴収あり・源泉徴収なし）以外で上場株式等の売却がある。」にチェックします。

③ 『株式等の「取引明細」などの内容を入力する』ボタンをクリックします。

5 金融・証券税制（一般株式等の譲渡・明細）

銘柄ごとに、売却した一般株式等の取引明細を入力します。

※ ご自分で作成された一般株式等の取引明細を提出される場合には、当画面の項目について入力する必要はありませんので、画面下の『入力終了（次へ）＞』ボタンをクリックしてください。

金融・証券税制（一般株式等の譲渡・明細）

一般株式等の譲渡について、取引明細を入力してください。

※ ご自分で作成された取引明細を提出される場合には、入力する必要はありませんので、画面下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックし、次画面で取引内容の合計を入力してください。

※ この画面で入力を行う場合、次画面の「譲渡による収入金額の合計額」、「取得費（取得価額）の合計額」及び「譲渡のための委託手数料の合計額」に、当画面で入力した合計額が反映されます。

入力例

1件目

①	譲渡年月日	令和4年 9 月 7 日
②	譲渡した株式等の銘柄 (全角30文字以内)	K建材
③	数量	10,000 株 (口、円)
④	譲渡先の所在地又は法人番号 (全角28文字以内)	Y市〇〇町1-1-2
⑤	譲渡先の名称等 (全角28文字以内)	熊本 太郎
⑥	譲渡による収入金額	700,000 円
⑦	取得費（取得価額）	500,000 円
⑧	譲渡のための委託手数料	円
⑨	取得年月日	平成 18 年 4 月 5 日

☐ 譲渡した株式等の銘柄を2回以上にわたって取得している。

入力する取引が複数ある場合は、「もう1件入力する」ボタンをクリックして入力してください。

- ① 「譲渡年月日」を入力します。
- ② 「譲渡した株式等の銘柄」を入力します。
- ③ 「数量」を入力します。
- ④ 「譲渡先の所在地又は法人番号」を入力します。
- ⑤ 「譲渡先の名称等」を入力します。
- ⑥ 「譲渡による収入金額」を入力します。
- ⑦ 「取得費（取得価額）」を入力します。
- ⑧ 「譲渡のための委託手数料」を入力します。
- ⑨ 「取得年月日」を入力します。

なお、譲渡した株式等の銘柄を2回以上にわたって取得している場合は、最も新しい取得年月日を入力し、チェックボックスにチェックします。

株式等の譲渡（上場株式の譲渡損失の繰越し）編

※ 「譲渡先の所在地又は法人番号」、「譲渡先の名称等」をコピーしてもう1件入力する場合は、下の項目にチェックを入れた状態で「もう1件入力する」ボタンをクリックしてください。

☐ 「譲渡先の所在地又は法人番号」、「譲渡先の名称等」をコピーしてもう1件入力する。

⑩ **もう1件入力する**

⑪ (入力結果一覧)

	修正	削除		
譲渡年月日	令和4年9月7日			
譲渡した株式等の銘柄	K 建材			
数量	10,000 株 (口、円)		株 (口、円)	株 (口、円)
譲渡先の所在地又は法人番号	Y市〇〇町1-1-2			
譲渡先の名称等	熊本 太郎			
譲渡による収入金額	700,000 円		円	円
取得費（取得価額）	500,000 円		円	円
譲渡のための委託手数料	円		円	円
取得年月日	平成18年4月5日			

1 / 1 ページ

⑫ **入力終了(次へ)>**

- ⑩ 複数件入力する場合には、①～⑨の必要項目を入力後、『もう1件入力する』ボタンをクリックします。
- ⑪ 入力した項目が表示されますので、内容を確認します。
- ⑫ 全ての入力が終わりましたら、『入力終了(次へ)>』ボタンをクリックします。

6 金融・証券税制（一般株式等の譲渡）

ここでは、「金融・証券税制（一般株式等の譲渡・明細）」画面で入力した収入金額などが表示されます。

※ ご自分で作成された一般株式等の取引明細を提出される場合で、前画面で明細入力を行っていない方は、当画面で合計額を入力します。

金融・証券税制（一般株式等の譲渡）

下記1、3及び4は、前画面で入力した一般株式等の取引の合計額を表示しています。
また、下記2又は5に該当する収入又は費用があれば入力してください。

入力例

※ ご自分で作成された取引明細を提出される場合で、前画面で明細入力を行っていない方は、当画面で合計額を入力してください。

1 譲渡による収入金額の合計額
※ 収入金額とは、譲渡価額(譲渡のための委託手数料等の控除前)の金額をいいます。

2 その他の収入金額の合計額

3 取得費（取得価額）の合計額

4 譲渡のための委託手数料の合計額

5 上記3、4以外の必要経費又は譲渡に要した費用等があれば入力してください。
なお、入力欄は一つしかありませんので、二つ以上ある方については、金額の大きい費用等の名称に「他」を付けて入力し(〇〇他)、金額は合計額を入力してください。

必要経費又は譲渡に要した費用等の名称	金額（半角）
(全角11文字以内)	円

①

700,000円

②

500,000円

③ 円

< 戻る

④ 入力終了(次へ)>

① 「1 譲渡による収入金額の合計額」には、「金融・証券税制（一般株式等の譲渡・明細）」画面で入力した「譲渡による収入金額」の合計額が表示されます。

② 「3 取得費（取得価額）の合計額」には、「金融・証券税制（一般株式等の譲渡・明細）」画面で入力した「取得費（取得価額）」の合計額が表示されます。

③ 「4 譲渡のための委託手数料の合計額」には、「金融・証券税制（一般株式等の譲渡・明細）」画面で入力した「譲渡のための委託手数料」の合計額が表示されます。

④ 内容の確認が終わりましたら、『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

7 金融・証券税制（上場株式等の譲渡・明細）

一般口座で売却した上場株式等の取引明細を入力します。

※ ご自分で作成された上場株式等の取引明細を提出される場合には、当画面の項目について入力する必要はありませんので、画面下の『入力終了（次へ）＞』ボタンをクリックしてください。

金融・証券税制（上場株式等の譲渡・明細）

特定口座以外（一般口座）での上場株式等の譲渡について、取引明細を入力してください。
※ 特定口座に係る取引は、入力しないでください。

ご自分で作成された取引明細を提出される場合には、入力する必要はありませんので、画面下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックし、次画面で取引内容の合計を入力してください。

この画面で入力を行う場合、次画面の「譲渡による収入金額の合計額」、「取得費（取得価額）の合計額」及び「譲渡のための委託手数料の合計額」に、当画面で入力した合計額が反映されます。

入力例

金融商品取引業者等ごとに、「数量」、「譲渡による収入金額」、「取得費（取得価額）」及び「譲渡のための委託手数料」の合計を入力してください。

	譲渡年月日 （譲渡日）	譲渡した株式等の銘柄 （金角30文字以内）	譲渡による収入金額	取得費（取得価額）
	数量	金融商品取引業者名・支店名 （全角28文字以内）	譲渡のための 委託手数料	取得年月日
①	令和4年 月 日		円 5,700,000	円 7,200,000
	株（口、円） 3,000	W証券北口支店	円 57,000	年 月 日 ☐ 譲渡した株式等の銘柄を2回以上にわたって取得している。
直前行コピー	令和4年 月 日		円	円
2			円	円
	株（口、円）		円	年 月 日 ☐ 譲渡した株式等の銘柄を2回以上にわたって取得している。
直前行コピー	令和4年 月 日		円	円
3			円	円
	株（口、円）		円	年 月 日 ☐ 譲渡した株式等の銘柄を2回以上にわたって取得している。
直前行コピー	令和4年 月 日		円	円
4			円	円
	株（口、円）		円	年 月 日 ☐ 譲渡した株式等の銘柄を2回以上にわたって取得している。
直前行コピー	令和4年 月 日		円	円
5			円	円
	株（口、円）		円	年 月 日 ☐ 譲渡した株式等の銘柄を2回以上にわたって取得している。
合計			円 5,700,000	円 7,200,000
	株（口、円） 3,000		円 57,000	

入力する項目が複数ある場合は、「次ページへ」ボタンをクリックして入力してください。

前ページへ
次ページへ
1 / 1 ページ

< 戻る
2
入力終了（次へ）>

① 金融商品取引業者等ごとに「数量」、「譲渡による収入金額」、「取得費（取得価額）」及び「譲渡のための委託手数料」の合計等を入力します。

② 全ての入力が終わりましたら、『入力終了（次へ）＞』ボタンをクリックします。

8 金融・証券税制（上場株式等の譲渡）

ここでは、「金融・証券税制（上場株式等の譲渡・明細）」画面で入力した収入金額などが表示されます。

※ ご自分で作成された上場株式等の譲渡の取引明細を提出される場合で、前画面で明細入力を行っていない方は、当画面で合計額を入力します。

金融・証券税制（上場株式等の譲渡）	
下記 1、3 及び 4 は、前画面で入力した上場株式等の取引の合計額を表示しています。 また、下記 2 又は 5 に該当する収入又は費用があれば入力してください。	
入力例	
※ ご自分で作成された取引明細を提出される場合で、前画面で明細入力を行ってない方は、当画面で合計額を入力してください。	
1 譲渡による収入金額の合計額 ※ 収入金額とは、譲渡価額(譲渡のための委託手数料等の控除前)の金額をいいます。	① 5,700,000 円
2 その他の収入金額 の合計額	円
3 取得費（取得価額）の合計額	② 7,200,000 円
4 譲渡のための委託手数料の合計額	③ 57,000 円
5 上記 3、4 以外の必要経費又は譲渡に要した費用等があれば入力してください。 なお、入力欄は一つしかありませんので、二つ以上ある方については、金額の大きい費用等の名称に「他」を付けて入力し(〇〇他)、金額は合計額を入力してください。	
必要経費又は譲渡に要した費用等の名称 (全角11文字以内)	金額（半角） 円
＜ 戻る ④ 入力終了(次へ)＞	

① 「1 譲渡による収入金額の合計額」には、「金融・証券税制（上場株式等の譲渡・明細）」画面で入力した「譲渡による収入金額」の合計額が表示されます。

② 「3 取得費（取得価額）の合計額」には、「金融・証券税制（上場株式等の譲渡・明細）」画面で入力した「取得費（取得価額）」の合計額が表示されます。

③ 「4 譲渡のための委託手数料の合計額」には、「金融・証券税制（上場株式等の譲渡・明細）」画面で入力した「譲渡のための委託手数料」の合計額が表示されます。

④ 内容の確認が終わりましたら、『入力終了（次へ）＞』ボタンをクリックします。

9 金融・証券税制（入力項目の選択）

「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面に戻ります。

金融・証券税制（入力項目の選択）

個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の金融・証券税制の内容については、[こちら](#)をご覧ください

株式等の譲渡所得等

株式等の「取引明細」などの内容を入力する方

特定口座（源泉徴収あり・源泉徴収なし）以外で株式等の売却等がある方はこちら

該当する項目をチェックした後、入力してください。

- ☒ 一般株式等の売却がある。
→ [一般株式等とは](#)
- ☒ 特定口座（源泉徴収あり・源泉徴収なし）以外で上場株式等の売却がある。
→ [上場株式等とは](#)
- ☐ 特定管理株式等が価値を失った場合の特例の適用がある。
→ [特定管理株式等が価値を失った場合の特例とは](#)
- ☐ 特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例の適用がある。
→ [特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例とは](#)

株式等の譲渡所得等

令和3年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

令和3年分の申告で、[上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？](#)

①

はい

いいえ

3 株式等の売却等について「[株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書](#)」を手書き等で作成済みの方

「2 株式等の売却等・配当・利子等の入力」において、株式等の売却等が既に入力されています。
既に入力されている内容に誤りがない場合は画面右下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

「計算明細書」の内容を入力する

上場株式等の取引のうち**特定口座**（源泉徴収あり）での売却等がある方は、「特定口座年間取引報告書」の内容を併せて入力してください。
→ [「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方はこちら](#)

＜ 戻る

②

入力終了（次へ）＞

① 「令和3年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「いいえ」を選択します。

② 入力が終わりましたら、『入力終了（次へ）＞』ボタンをクリックします。

※ 『訂正・削除』ボタンをクリックするとそれぞれの項目の入力画面に戻ります。

10 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）

入力した内容に基づいて計算結果が表示されます。

金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）			一般株式等	上場株式等
「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。 内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。				
収入金額	譲渡による収入金額	①	700,000円	5,700,000円
	その他の収入	②	円	円
	小計（①＋②）	③	700,000円	5,700,000円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	500,000円	7,200,000円
	譲渡のための委託手数料	⑤	円	57,000円
		⑥	円	円
	小計（④から⑥までの計）	⑦	500,000円	7,257,000円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		⑧		円
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨	200,000円	-1,557,000円
特定投資株式の取得に要した金額の控除		⑩	円	円
所得金額（⑨－⑩）		⑪	200,000円	-1,557,000円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		⑫		円
繰越控除後の所得金額（⑪－⑫）		⑬	200,000円	円

＜ 戻る ①
確認終了（次へ）＞

① 金額を確認し、『確認終了（次へ）＞』ボタンをクリックします。

11 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の結果が表示されます。

金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）

「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の内容を表示しています。内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。
当画面においては、赤字（損失）の金額は△を付けずに表示しています。

1. 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	1,557,000円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	1,557,000円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	1,557,000円
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	④	円
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑤	1,557,000円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑥	円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和元年前分)	(A)	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	
	円	(E) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	
本年の2年前分 (令和2年前分)	(B)	(F) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	㉗ ((B)-(F)-(G)) 円
	円	(G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	
本年の前年分 (令和3年前分)	(C)	(H) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	㉘ ((C)-(H)-(I)) 円
	円	(I) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(F)+(H))		㉙ 円	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((E)+(G)+(I))		円	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (㉕+㉗+㉘)			㉚ 1,557,000円

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（⑥－⑩）	⑫	円
--	---	---

< 戻る

①

確認終了（次へ）>

- ① 金額を確認し、『確認終了（次へ）>』ボタンをクリックすると、「収入金額・所得金額の入力」画面へ戻ります。

12 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力				
入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。 ⓘをクリックすると、項目についての説明が表示されます。				
総合課税の所得				(単位: 円)
所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (ⓘ から表示金額の説明を確認できます。)	
事業所得（営業・農業） ⓘ	入力する			ⓘ
不動産所得 ⓘ	入力する			ⓘ
利子所得 ⓘ	入力する			ⓘ
配当所得 ⓘ	入力する			ⓘ
給与所得 ⓘ	入力する			ⓘ
雑所得 ⓘ	公的年金等	入力する		ⓘ
	業務	入力する		
	その他			
総合譲渡所得 ⓘ	入力する			ⓘ
一時所得 ⓘ	入力する			ⓘ
合計 ⓘ ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 繰越損失控除後の金額が表示されています。			0	ⓘ
分離課税の所得				(単位: 円)
所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (ⓘ から表示金額の説明を確認できます。)	
土地建物等の譲渡所得 ⓘ	入力する			ⓘ
株式等の譲渡所得等 ⓘ	訂正・内容確認	✓	一般株式等 200,000 上場株式等 △1,557,000	ⓘ
上場株式等に係る配当所得等 ⓘ	入力する			ⓘ
先物取引に係る雑所得等 ⓘ	入力する			ⓘ
退職所得 ⓘ	入力する			ⓘ
決算書・収支内訳書作成コーナーへ				
※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は 訂正する方はこちらをクリックしてください。			< 戻る	入力終了(次へ) >

※ 株式等の譲渡所得等の入力結果が表示されます。

なお、給与所得や年金所得などの他の各種所得もこの画面で入力します。

また、『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックすると、所得控除や税額控除などを入力する画面に進みます。